

障害のある方々の移動支援の拡充へ ～サービス向上につながる環境整備～

移動が困難な障害のある方々の移動支援事業について、令和元年度は知的障害者(児)移動支援従業者養成研修を実施したほか、他自治体の状況、安定的な事業者の経営及び継続性を踏まえた従業者の確保等についても検証し、令和2年度から安定した環境整備を図るため、従業者の報酬単価と制度の見直すことといたしました。

この先も市民の皆さまに公平で安定した、よりよいサービスの提供に努めてまいります。

見直しのポイント

報酬単価	<ul style="list-style-type: none"> ・「身体介護なし」の1時間あたりの報酬単価を1,600円から2,000円に見直します。
区 分	<ul style="list-style-type: none"> ・「身体介護あり」に放課後等デイサービス新指標該当児童等を加えます。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者の要件を見直し、対象者を拡大します。

見直しの視点

○報酬単価については、身体介護あり・なしの報酬区分の見直し、支援の内容にあった報酬体系といたします。

○区分については、車椅子利用の有無のみにより区分されており、知的障害者の支援の実態にあっていないため、放課後等デイサービス新指標該当児童等を加えた区分に見直しを図るとともに、引き続き市主催の知的障害者(児)移動支援従業者養成研修を実施し、対象者が利用したい時に、安全安心に利用できるようヘルパー不足の解消に努めてまいります。

○対象者については、日常的な介護については支援が不要であるものの、単独での外出が困難な方等を加え、要件を見直し、対象者を拡大いたします。

今後のスケジュール

- 利用者へは更新通知等で周知し、事業所へは5月に事業所連絡会を開催し周知
- 制度開始については、7月からを予定

予算額 111,702 千円

【問い合わせ先】 健康福祉部 障害福祉課 (TEL: 042-420-2804)

☆経緯

西東京市では、地域生活支援事業の自己負担のあり方について保健福祉審議会に諮問し、介護給付・訓練等給付費における、報酬改定に係る基本的な考え方を踏まえつつ、報酬の見直しを行うことは妥当であるとの答申を受けました。

また、平成 30 年度に陳情が提出され、同年第 4 回定例会において、全会一致で採択されたことを踏まえ、移動支援事業の見直しを行ってまいりました。



☆報酬の見直しの考え方

- 保健福祉審議会からの答申を踏まえ、今回区分及び対象者についても見直しを行い 1 時間あたりの報酬単価について併せて見直しを行います。
- 「身体介護あり」の加算については、現状問題となっているのは、区分要件が支援の実態と合っていないことであるため加算分の 3,200 円については据え置きとします。



資料のポイント

- 制度設計を見直し、支援がより必要な方に行き渡るよう体制を整え、報酬について見直しを図ります。
- 引き続き、知的障害者(児)の移動支援従業者養成研修を実施し、担い手を増やし、サービスを受ける側の安全と、サービスを提供する側の体制を整え、しっかりマッチングさせてまいります。